

## 「医師が処方し薬剤師が調剤する」国際標準の医薬分業について

公益社団法人日本薬剤学会「医療 ZD と完全分業」フォーカスグループ(FG)

2015年5月23日

医薬分業に関連する議論が高まってきて、いわゆる“医薬分業バッシング”も盛んになってきた感があります。しかし、その殆どが、“真の医薬分業”の議論ではなく、医療における利便性・収益性を優先的に考える、“本末転倒”の議論であるように思います。

公益社団法人日本薬剤学会「医療 ZD と完全分業」フォーカスグループ(FG)は、“真の医薬分業”は国民の生命と健康を護るために存在すると認識し、有史以来否定されることなく連綿と続いてきたこの“文明の利器”の公知・啓発に努め、日本を文化国家として恥ずかしくないレベルに押し上げる努力を致します。

本 FG も、医薬分業に関連する議論の輪に加わらせていただき、国民の健康な生活の確保と薬学・薬剤師の発展に貢献致したく存じております。国際的には、日本のように薬剤師免許を必要とする職についている者だけが薬剤師であるという概念はなく、薬剤師免許所持者全てが薬剤師であります。

“真の医薬分業”の議論を進めるに当たり、各人が医薬分業発祥の原点に立ち返り、医師・薬剤師が社会にとって共に不可欠の存在であることを示す、憲法・医療法から離脱しない配慮が大事であると心得ています。

結びに、真の医薬分業とは何か、各人の考えが拡散して咬み合わなくならないよう、下記のような要点を提示させていただきたいと思っております。

### 記

- ① 真の医薬分業は、「医師が処方し薬剤師が調剤する」こと、即ち“医師は調剤しない”。
- ② 薬剤師の調剤の主務は、「処方監査」であり、医薬の宿命である薬害から患者を安全に護ることである。医師は被監査人であり、監査人の薬剤師の役を兼務することはできない。
- ③ 公正完全な「処方監査」の裏付けとして、薬剤師 Ethics が生まれ育つ。

上記①、②及び③は、国際標準の、真の医薬分業の3必須要件であり、相互に関連します。日本では、これらの何れも欠落しており、国際標準の医薬分業は成立していません。即ち、医師法第22条・歯科医師法第21条及び薬剤師法第19条の例外規定により、「医師の調剤」が認められ、法律上「薬剤師は医師が居れば要らない」存在であります。

この事情は主要国 G7(ロシアを含めれば G8)の中で日本が唯一であり、他の先進国にも見当たりません。韓国は2000年に「医師の調剤」の廃止を達成しております。

日本の医薬分業の議論も、上記3必須要件を原点として進められれば混乱を招くのを避けることができると思っております。

以上